

# 岡山農業振興地域整備計画変更等理由書

## 1 岡山農業振興地域整備計画書の変更理由

- 1) 生活環境の変化によるもの
- 2) 都市化の発展によるもの
- 3) 工業化の進展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の根拠となる条項	要件判断	
	区	町名	地番	台帳	現況					
北1	北区	吉備津 吉備津	・104-1 ・104-2	畑 畑	畑 畑	・596㎡ ・94㎡ 計 690㎡	露天駐車場 露天資材置場	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北2	北区	高松	・321-1の一部	田	田	・1,008㎡の内500㎡	分家住宅	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
北3	北区	加茂 加茂	・1203-1の一部 ・1204-1の一部	田 田	田 田	・397㎡の内180㎡ ・474㎡の内186㎡ 計 366㎡	分家住宅	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
北5	北区	日近 日近	・1435-1 ・1435-4	宅地 宅地	宅地 宅地	・522.83㎡ ・92.83㎡ 計 615.66㎡	地目変更 (自己専用住宅の是正)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北6	北区	山上	・3065	畑	山林	・495㎡	地目変更 (山林化)	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
北7	北区	山上 山上 山上 山上 山上	・3307 ・3309 ・3312 ・3313-1 ・3314-2	田 田 田 田 畑	山林 山林 山林 山林 山林	・1,289㎡ ・519㎡ ・62㎡ ・816㎡ ・76㎡ 計 2,762㎡	地目変更 (山林化)	申出地は、昭和60年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
北8	北区	西山内 西山内 西山内	・658-1 ・(640-4) ・(657)	宅地 (雑種地) (宅地)	雑種地 (雑種地) (雑種地)	・116.53㎡ ・(104㎡) ・(591.73㎡) 計 116.53㎡ (812.26㎡)	地目変更 (農家住宅の一部是正)	申出地は平成6年に農家住宅を新築した時から、宅地の出入り口として利用していた。今般土地の調査を行ったところ、農振除外の手続きが未了であることが判明したため本申出を行うもの。規模については、従前から宅地の一部として利用している部分のみであり妥当である。周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北9	北区	野殿東町	・1669-1の一部	田	田	・2,349㎡の内1,223㎡	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	当法人は、北区表町一丁目事務所を置き、東区瀬戸町鍛冶屋や福島県内にて福祉事業を営んでいる。この度、岡山市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、指定地域密着型(介護予防)サービス事業の公募へ応募するため本計画を行った。申出地は公募の選定基準である、土砂災害警戒区域等に指定されていないこと及び半径300m以内に認知症対応型共同介護事業所がないことを充足する土地で選定を行った。また、当法人の関連会社が運営する有料老人ホーム2施設に近く、2施設の利用者から新たに利用者を受け入れる場合にも、生活環境の変化が少なく利用者が安心して利用できることから本申出地を利用することとした。規模については、妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。また、残地は引き続き田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北10	北区	菅野 菅野	・1517-1 ・1517-5	田 田	田 田	・459㎡ ・214㎡ 計 673㎡	地目変更 (農家住宅の是正)	申出人は相続により農家住宅及びその敷地を取得し、物件管理のため調査を行ったところ、当該農家住宅が申出地に農振除外の手続きを経ないまま築造されたことが判明したため是正として本申出を行うもの。本申出は従前より宅地として利用されていた部分のみについてであり妥当な面積であり、周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北11	北区	栢谷 栢谷	・1587-1 ・1588-1	田 田	田 田	・17㎡ ・44㎡ 計 61㎡	市道拡幅	本申出地が接する市道は幅員4mの市道であるが、一部路肩が崩れており、有効幅員が3m程度となっている。地域住民や、寺の参拝者からも車と人の往来が危険であると指摘があり拡幅のため、本計画を行った。拡幅後の幅員・構造についても道路管理者と協議を行い了承を得たうえで本申出を行うもの。規模については市道拡幅に必要な最低限の面積としている。周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
北12	北区	津高	・1-1	田	田	・198㎡	露天資材置場の敷地拡張	譲受人は現在、北区首部で建設業を営んでいる。今後事業拡大に伴い、既存の資材置場では手狭となることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出地は既存の資材置場の隣接地であり、一体的に資材の管理を行うことができ、利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北13	北区	津高	・68-4の一部	畑	畑	・381㎡の内115㎡	農家住宅の敷地拡張	申出人は北区津高の持家に居住している。倉敷市に住む両親が高齢であり、将来の介護も見据え同居するため本計画を行った。既存の宅地部分では、両親と同居するには狭いため、増築することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響もない。残地は引き続き、農業用倉庫、作業場及び畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北14	北区	一宮 一宮	・564-3 ・566-1	田 田	田 田	・227㎡ ・668㎡ 計 895㎡	露天駐輪場・公園の敷地拡張	当神社は日本遺産に選定されていることもあり、観光客が増加している。また、正月、夏祭り、秋祭りには例年多くの参拝者で混雑する状況である。現在申出地西側に約300台収容可能な駐輪場を確保しているが、混雑時には満車となり周辺道路上や民地に駐輪する事例があり、対応に苦慮していることから本計画を行った。また、申出地は備前一宮駅の南側に位置しており、駐輪場の外周に桃ノ木を植栽することで当神社の新たなシンボルとする計画である。土地の選定にあたっては、申出地は既存の駐輪場に隣接しており一体的に利用できることから本申出地を利用することとした。規模については、参拝者数から妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北15	北区	横尾 横尾 横尾	・220-1 ・220-2 ・221	田 田 田	山林 山林 山林	・47㎡ ・247㎡ ・784㎡ 計 1,078㎡	地目変更(山林化)	申出地は、昭和40年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
北16	北区	榎津 榎津	・252-1 ・253-3	田	雑種地 雑種地	・616㎡ ・31㎡ 計 647㎡	貸露天駐車場	本申出は、令和5年9月より、申出地西側に開業した事業者から一時転用許可を得て従業員駐車場として申出人が賃貸している。一時転用から間もなく3年経過するが、事業者から今後も引き続き従業員駐車場として使用したいとの意向があることから本申出を行うもの。土地の選定にあたっては、事業者の営業所に近接しており、利便性が非常に高いことから本申出地を利用することとした。規模については、現在露天駐車場として利用している部分であり、妥当な面積としている。周辺農地への影響もない。(一時転用期間：R5.9.19～R8.9.18)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
北17	北区	榑津	・530-1	田	田	・655㎡	露天駐車場・露天資材置場の敷地拡張	申出人は北区榑津で新車・中古車の販売・買取及び車検・点検整備・修理・板金塗装及びカー用品販売事業を営んでいる。業況堅調に推移しており、車検等の点検・整備業務及び自動車オークションの代行業務により落札した車両の駐車場等が不足していることから本申出地を利用することとした。土地の選定にあたっては、北区榑津の事業所に近く、既存の駐車場の隣接地であり一体的に利用できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中1	中区	国府市場 国府市場	・368-4 ・(368-3)	田 (宅地)	宅地 (宅地)	・7.68㎡ ・(446.09㎡)  計 7.68㎡ (453.77㎡)	地目変更 (自己専用住宅の敷地拡張(是正))	申出人が相続に伴い境界確定を行ったところ、昭和62年11月に開発許可を受け築造した宅地のCB塀が農用地区域内に越境していることが判明したため、本申出を行うもの。申出地は越境が判明した既存の宅地として利用している部分のみであり、妥当な面積かつ周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
中2	中区	国府市場	・818-1の一部	田	畑	・898㎡の内193㎡	分家住宅	譲受人は現在、大阪府の賃貸住宅に夫と2人で居住している。仕事の都合で岡山に転勤となったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家の隣接地で両親の面倒をみることができるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は引き続き畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
中3	中区	藤崎	・136-1の一部	田	田	・1,250㎡の内930㎡	診療所 (眼科医院)	譲受人は、中区清水に診療所(眼科)を開業し、運営を行っている。申出地周辺に眼科がなく、本院に通院する顧客が多いことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、周辺に眼科がないことに加え、操南幼稚園、操南小・中学校、操南小学校が近く、譲受人の主たる顧客層である子供の集客が見込めること、交通量の多い道路に面し、認知しやすいことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は譲渡人が畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の根拠となる条項	要件判断		
	区	町名	地番	台帳	現況						変更事由
中4	中区	江崎	・452-1 ・453-1 ・453-2 ・453-3 ・454-1 ・454-3 ・454-4 ・454-5 ・454-6 ・454-7 ・454-8 ・454-9 ・454-10 ・455-5 ・455-6 ・455-7 ・455-8 ・455-9 ・455-10 ・455-15 ・455-16 ・455-18	田 田 畑 畑 畑 田 田 田 田 田 田 田 田 畑 畑 畑 畑 畑 田 田 田	田 畑	・1,312㎡ ・534㎡ ・143㎡ ・143㎡ ・166㎡ ・97㎡ ・153㎡ ・67㎡ ・76㎡ ・91㎡ ・33㎡ ・20㎡ ・464㎡ ・44㎡ ・60㎡ ・32㎡ ・27㎡ ・177㎡ ・66㎡ ・914㎡ ・18㎡ ・386㎡ 計 5,023㎡	露天駐車場 露天リハビリ施設	譲受人は、中区江崎で病院・介護医療院・薬局・デイケア施設を運営している。 来院者が年々増加しており、既存の露天駐車場では駐車しきれなくなっている。また、リハビリ業務の拡充にあたり、屋外のリハビリ施設が必要であることから本計画を行った。 土地の選定にあたっては、譲受人の所有する病院および駐車場に隣接しており一体で利用することの利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については、事業計画を基に妥当な面積としている。周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中5	中区	江崎 江崎	・693-6 ・690-7 ・692-9	田 田	田 田	・1,495㎡ ・136㎡ ・71㎡ 計 1,702㎡	露天駐車場	申出人はスーパーマーケットの経営を行っている。店舗運営が好調であり、顧客増加を主因に駐車場が不足しており、令和5年に本申出地を一時転用許可を得て駐車場として利用している。本申出地は店舗に隣接し、現在も本申出地は常時満車に近い状況であり、一時転用期間満了後も引き続き駐車場として利用したく本申出を行うもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。 (一時転用期間：R5.4.12～R8.4.11)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南1	南区	福田 福田 福田 福田	・711-2 ・711-3 ・714-2 ・714-3の一部	田 田 田 田	田 田 田 田	・83㎡ ・247㎡ ・12㎡ ・780㎡の内451㎡ 計 793㎡	歯科医院	譲受人は歯科医師をしている。故郷へ地域医療で貢献したいと思い本計画を行った。 本計画を行うにあたり、申出地周辺の歯科医療の状況を調査したところ、一次診療圏内に歯科医院は20件存在するが、当該地域の歯科医療の高齢化も進み、5院は閉院予定がある。地域の歯科医療のニーズに対して歯科医院が不足する状況に陥る可能性がある。 土地の選定にあたっては、市街化区域及び白地農地でも検討したが適地がなかった。本申出地は南ふれあいセンターというランドマークが近く、地域住民がアクセスしやすいこと、自身の住居からも近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南2	南区	浦安南町	・233	田	畑	・983㎡	露天資材置場	譲受人は現在、南区浦安南町で土木建築業を営んでいる。近年仕事の受注が増え、既存の露天資材置場のみでは資材の管理が困難であることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、既存の資材置場の隣接地であり、一体的に利用することで作業効率が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の根拠となる条項	要件判断	
	区	町名	地番	台帳	現況					
南3	南区	浦安西町 浦安西町 浦安西町	・21-1の一部 ・21-39の一部 ・21-40の一部	田 田 田	田 田 田	・5,698㎡の内246㎡ ・575㎡の内169㎡ ・1,716㎡の内370㎡ 計 785㎡	露天駐車場の敷地 拡張	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南4	南区	浦安西町 浦安西町	・47-56 ・(47-2)	田 (宅地)	畑 (宅地)	・40㎡ ・(770.95㎡) 計 40㎡ (810.95㎡)	地目変更 (自己専用住宅の一部 是正)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
南5	南区	箕島 箕島 箕島 箕島 箕島	・2076-1 ・2109-1 ・2109-3 ・2111 ・2115	田 田 田 田 田	山林 山林 山林 山林 山林	・58㎡ ・195㎡ ・823㎡ ・272㎡ ・248㎡ 計 1,596㎡	地目変更(山林化)	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
南6	南区	西畦	・292-4の一部	田	田	・2,840㎡の内495㎡	分家住宅	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
南7	南区	曾根	・761-2の一部	田	田	・9,012㎡の内199㎡	地目変更 (農家住宅の敷地拡張 (是正))	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
南8	南区	内尾	・85-2の一部	田	宅地	・4,055㎡の内68㎡	地目変更 (農家住宅の一部是正)	申出地の土地について調査を行ったところ、昭和59年に築造した当時から公園と現況が相違している(本来宅地部分は内尾85-5となるはずが、宅地部分が西に2m程度ずれており、一部申出地内尾85-2に越境している)ことが判明したため是正を行うもの。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
南9	南区	内尾	・85-2の一部	田	畑	・4,055㎡の内499㎡	分家住宅	譲受人は現在、福井県の賃貸住宅に家族3人で居住している。子供が産まれ現住居では手狭であることに加え、夫が岡山へ転勤予定であることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、祖父と母の介護や農地管理を考慮し、実家の隣接地である本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は現状と同様に田及び畑として利用する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
南10	南区	東畦	・493の一部	田	宅地	・3,101㎡の内130㎡	地目変更 (農家住宅の一部是正)	申出地は土地所有者の父が昭和39年頃から宅地として利用してきたが、境界確定を行ったところ、宅地の一部が農地へ越境していることが判明したため本申出を行うもの。規模については、従前から宅地として利用している部分のみであり妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
南11	南区	藤田	・571-31	田	雑種地	・114㎡	市道拡幅	申出地は市道に接している。周辺住民より市道拡幅の要望があったため、申出地を市道の一部として整備した後、市に移管するもの。市道拡幅については、道路管理者(南区役所地域整備課)と協議済み。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南12	南区	藤田	・611-3の一部	田	宅地	・7,059㎡の内345㎡	地目変更 (農家住宅の一部是正)	申出地は昭和40年ごろから宅地として利用されていたが、境界確定を行ったところ、宅地の一部が農地へ越境していることが判明したため本申出を行うもの。規模については、従前から宅地として利用している部分のみであり妥当である。周辺農地への影響もない。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
南13	南区	藤田 藤田 藤田 藤田 藤田 藤田 藤田	・618-2 ・618-3 ・618-10 ・618-12 ・(618-5) ・(618-7) ・(618-8) ・(618-9) ・(618-11)	田 田 田 田 (宅地) (雑種地) (宅地) (宅地) (田)	田 田 畑 宅地 (宅地) (雑種地) (宅地) (宅地) (雑種地)	・7,404㎡ ・5,605㎡ ・198㎡ ・330㎡ ・(594.08㎡) ・(198㎡) ・(138.17㎡) ・(142.13㎡) ・(396㎡) 計 13,537㎡ (15,005.38㎡)	工場	譲受人は、南区藤田で農業機械・建設機械・産業機械等の部品を製造している。海外での需要増加に伴い、製造ラインや製品置場が不足している。また、現在の工場が分散化しており効率的な生産体制の構築を図るため本計画を行った。土地の選定にあたっては、既存の工場に近いことから本申出地を利用することとした。規模については、事業計画上で必要最低限な面積としている。周辺農地への影響もない。 ※施行令第8条2項5号によるもの(地域経済牽引事業計画)	農振法第10条第4項該当	施行令第8条2項5号によるもの(地域経済牽引事業計画)	3
東1	東区	宍甘	・700	畑	山林	・456㎡	地目変更 (山林化)	申出地は、平成19年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
東2	東区	古都南方 古都南方 古都南方 古都南方	・2287 ・2293 ・2294 ・2307	田 田 田 田	山林 山林 山林 山林	・176㎡ ・144㎡ ・438㎡ ・588㎡ 計 1,346㎡	地目変更 (山林化)	申出地は、昭和49年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
東3	東区	益野町	・368の一部	田	田	・1,792㎡の内350㎡	分家住宅	譲受人は現在、北区富田の借家に夫と2人で居住している。実家の近くで生活したいと考え本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家に近く、両親の面倒を見られることや、実家の農業を手伝っていけることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
東4	東区	益野町	・368の一部	田	田	・1,792㎡の内441㎡	分家住宅	譲受人は現在、北区今一丁目の借家で家族4人で居住している。現住居が手狭であることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家に近く、将来両親の面倒を見られること、両親の農地に近く農業を引き継いでいけることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
東5	東区	邑久郷	・1552	畑	山林	・496㎡	地目変更 (山林化)	申出地は、昭和50年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
東6	東区	宝伝 宝伝	・4018-1 ・4020-2	田 畑	山林 山林	・2,275㎡ ・467㎡ 計 2,742㎡	地目変更 (山林化)	申出地は、昭和60年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
東7	東区	西大寺一宮	・941-3	田	宅地	・343㎡	地目変更 (農家住宅の是正)	申出地は平成元年に分筆により生じた土地であり、941番1(畑)、941番2(納屋敷地)、941番3(居宅敷地)として現在まで利用している。申出地にある建物は父が平成2年に農家住宅として新築し、平成17年に申出人が相続により取得した。 今般土地の整理を行う中で、申出地が農振除外の手続きが未了であることが判明し本申出を行うもの。 平成2年より宅地として利用してきた部分のみであり、規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

【令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
不1	北区	中撫川	・377-1の一部	田	休耕田	・1198㎡の内184㎡	電気通信事業による鉄塔建設	携帯電話基地局新設のため。法律施行規則第四条の五の二十一	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十一(電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する空中線系又は中継施設)に該当。	2

# 岡山農業振興地域整備計画変更等理由書

## 1 岡山農業振興地域整備計画書の変更理由

農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第10条第3項に該当する土地であり計画変更の必要が生じたため。

岡山農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
編1	北区	田原	・415-1	田	畑	・955㎡	農用地への編入	当初計画中止のため、農用地への編入を申し出るもの。	—	—	—
編2	南区	内尾	・85-9	田	田	・42㎡	農用地への編入	土地の調査の結果、公図と現況が相違していることが判明。申出地部分は農地として耕作しており、今後も農地として耕作するため、農用地に編入を行うもの。	—	—	—
編3	南区	内尾 内尾	・582-7の一部 ・582-8の一部	田 田	畑 畑	・1,036㎡の内210㎡ ・211㎡の内125㎡ 計 335㎡	農用地への編入	事業計画中止に伴い、農用地へ編入するもの。	—	—	—

# 御津農業振興地域整備計画変更等理由書

## 1 御津農業振興地域整備計画書の変更理由

### 1) 生活環境の変化によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

御津農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の根拠となる条項	要件判断	
	区	町名	地番	台帳	現況					
御1	北区	御津宇垣	・796-1	田	宅地	・171㎡	地目変更 (自己専用住宅等の一部是正)	<p>申出地は、前面道路と高低差が約1.5mある北側隣接地に建っていた建物への進入路及び石垣を支える役割を担ってきた土地である。また、今回測量を行ったところ、申出地の大半は前面市道敷きとなっており、従前から宅地の一部等としているため本申出を行うもの。規模については、従前から宅地として利用されている部分であり妥当である。周辺農地への影響もない。なお、市道敷き部分は市へ寄付予定。</p> <p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし</p>	1
御2	北区	御津勝尾	・891-1 ・892-1 ・988 ・998 ・999 ・1000 ・1006 ・1051 ・1053 ・1054	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林	・232㎡ ・145㎡ ・747㎡ ・654㎡ ・238㎡ ・168㎡ ・1,047㎡ ・330㎡ ・383㎡ ・99㎡ 計 4,043㎡	地目変更 (山林化)	<p>申出地は、昭和30年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。</p> <p>当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。</p>	<p>当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。</p>	1

# 建部農業振興地域整備計画変更等理由書

## 1 建部農業振興地域整備計画書の変更理由

### 1) 生活環境の変化によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

建部農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
建1	北区	建部町和田南	・4162	畑	山林	・2,900㎡	地目変更 (山林化)	申出地は、30年前頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
建2	北区	建部町角石畝 建部町角石畝 建部町角石畝 建部町角石畝 建部町角石畝 建部町角石畝 建部町角石畝	・94-1 ・348 ・400-1 ・400-2 ・410-1 ・410-2 ・419	田 畑 田 田 田 田	山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林	・6,701㎡ ・3,262㎡ ・1,585㎡ ・200㎡ ・1,957㎡ ・458㎡ ・2,144㎡ 計 16,307㎡	地目変更 (山林化)	申出地は、約30年前頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
建3	北区	建部町下神目	・464-4	田	宅地	・300㎡	地目変更 (集会所の是正)	申出地は、国土地理院の写真(S47)から農振法施行前から集会所があることが確認できるため本申出を行うもの。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
建4	北区	建部町川口	・2443	田	山林	・198㎡	地目変更 (山林化)	申出地は、昭和40年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1

# 建部農業振興地域整備計画変更等理由書

## 1 建部農業振興地域整備計画書の変更理由

農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第10条第3項に該当する土地であり計画変更の必要が生じたため。

建部農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
編4	北区	建部町角石谷	・1169-2	田	田	・813㎡	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申出るもの。	—	—	—
編5	北区	建部町和田南	・1540 ・1541 ・1547の一部 ・1548	田 田 田 田	田 田 田 田	・105㎡ ・449㎡ ・1,970㎡の内800㎡ ・687㎡ 計 2,041㎡	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申出るもの。	—	—	—
編6	北区	建部町和田南	・1549 ・1550 ・1551の一部 ・1554 ・1555 ・1556 ・1567-1 ・1572 ・1573 ・1574 ・1818 ・1819 ・2041-1の一部	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 山林	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 畑	・307㎡ ・376㎡ ・1,180㎡の内1000㎡ ・161㎡ ・204㎡ ・591㎡ ・561㎡ ・247㎡ ・419㎡ ・247㎡ ・988㎡ ・439㎡ ・6,942㎡の内350㎡ 計 5,890㎡	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申出るもの。	—	—	—
編7	北区	建部町和田南	・1580-1の一部 ・1582 ・1583 ・1585の一部 ・1586-2の一部 ・1587-2 ・1588の一部 ・1599-2の一部 ・1603の一部	田 田 田 畑 畑 田 田 畑	田 田 田 畑 畑 田 田 田 畑	・390㎡の内300㎡ ・981㎡ ・2730㎡ ・499㎡の内400㎡ ・565㎡の内150㎡ ・376㎡ ・505㎡の内350㎡ ・208㎡の内100㎡ ・1487㎡の内400㎡ 計 5,787㎡	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申出るもの。	—	—	—
編8	北区	建部町和田南	・2075 ・2076 ・2087の一部 ・2087の一部 ・2089の一部 ・2090の一部 ・2091-1の一部 ・2091-1の一部 ・2091の一部 ・2091の一部	畑 畑 田 田 畑 田 田 畑 畑	畑 田 畑 田 田 田 田 畑 畑 畑 畑	・277㎡ ・499㎡ ・396㎡の100㎡ ・396㎡の内50㎡ ・310㎡の内50㎡ ・638㎡の内500㎡ ・813㎡の内350㎡ ・813㎡の内300㎡ ・2,188㎡の内100㎡ ・2,188㎡の内800㎡ 計 3,026㎡	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申出るもの。	—	—	—

# 瀬戸農業振興地域整備計画変更等理由書

## 1 瀬戸農業振興地域整備計画書の変更理由

1) 生活環境の変化によるもの

2) 都市化の発展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

瀬戸農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
瀬1	東区	瀬戸町森末	・418-1	畑	畑	・132㎡	露天駐車場	譲受人は現在、東区瀬戸町森末に居住している。現住居への進入路が狭く(W=1.5m)、車を敷地内に駐車することができないため、現在は、近隣の知人の家に駐車させてもらっている。来客の際の駐車スペースもなく、非常に困っていた。また、結婚の予定もあり配偶者の駐車場も必要となったことから本計画を行った。 土地の選定にあたっては、自宅の隣接地であり、自身の所有地と一体的に利用することで車両3台が駐車可能となり、利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については、妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
瀬2	東区	瀬戸町宗堂 瀬戸町宗堂	・801 ・832-1	田 田	畑 畑	・1,217㎡ ・562㎡ 計 1,779㎡	露天駐車場・露天資材置場	譲受人は、東区瀬戸町宗堂で自動車整備、新車・中古車販売業を営んでいる。業況堅調に推移しており、既存の敷地では販売車両の展示、修理・廃車車両及び自動車部品の置き場が不足しているため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、営業所から非常に近く、利便性が高いことから本申出地を利用することとした。なお、市街化区域や近隣で適地がないか検討したが、土地の規模、事業所からのアクセス等を考慮すると本申出地が最も最適であった。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
瀬3	東区	瀬戸町世岡 瀬戸町世岡	・1706-4 ・1709-2	畑 畑	山林 山林	・644㎡ ・646㎡ 計 1,290㎡	地目変更(山林化)	申出地は、昭和55年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。 農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1

瀬戸農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更個別理由一覧表

令和7年8月末締め切り分【第96回】

番号	開発計画概要						除外の理由			変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町名	地番	台帳	現況						
瀬4	東区	瀬戸町笹岡	-834-1	田	田	・1,011㎡	学校施設 (サッカー場)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2	
		瀬戸町笹岡	-835-1	田	田	・760㎡					
		瀬戸町笹岡	-836	田	田	・1,151㎡					
		瀬戸町笹岡	-838-1	田	田	・1,010㎡					
		瀬戸町笹岡	-839-1	田	田	・846㎡					
		瀬戸町笹岡	-840-1	田	田	・836㎡					
		瀬戸町笹岡	-841	田	田	・928㎡					
		瀬戸町笹岡	-846-1	田	田	・536㎡					
		瀬戸町笹岡	-847-1	田	田	・1,177㎡					
		瀬戸町笹岡	-848-1	田	田	・1,968㎡					
		瀬戸町笹岡	-850-1	田	田	・1,000㎡					
		瀬戸町笹岡	-851	田	田	・1,451㎡					
		瀬戸町笹岡	-852	田	田	・1,319㎡					
		瀬戸町笹岡	-853-1	田	田	・1,542㎡					
瀬戸町笹岡	-854-1	田	田	・721㎡							
瀬4	東区	瀬戸町笹岡	-855-1	田	田	・719㎡	計36,905㎡				
		瀬戸町笹岡	-856	田	田	・953㎡					
		瀬戸町笹岡	-857	田	田	・932㎡					
		瀬戸町笹岡	-858-1	田	田	・485㎡					
		瀬戸町笹岡	-859	田	田	・938㎡					
		瀬戸町笹岡	-860-1	田	田	・1191㎡					
		瀬戸町笹岡	-861-1	田	田	・1217㎡					
		瀬戸町笹岡	-862	田	田	・1353㎡					
		瀬戸町笹岡	-863	田	田	・1058㎡					
		瀬戸町笹岡	-864	田	田	・1098㎡					
		瀬戸町笹岡	-865	田	田	・699㎡					
		瀬戸町笹岡	-866	田	田	・600㎡					
		瀬戸町笹岡	-867	田	田	・584㎡					
		瀬戸町笹岡	-868-1	田	田	・823㎡					
瀬戸町笹岡	-869-1	田	田	・808㎡							
瀬4	東区	瀬戸町笹岡	-870-1	田	田	・613㎡					
		瀬戸町笹岡	-871-1	田	田	・628㎡					
		瀬戸町笹岡	-873-1	田	田	・1081㎡					
		瀬戸町笹岡	-874-1	田	田	・1197㎡					
		瀬戸町笹岡	-875-1	田	田	・1257㎡					
		瀬戸町笹岡	-876-1	田	田	・592㎡					
		瀬戸町笹岡	-876-2	田	田	・117㎡					
		瀬戸町笹岡	-876-3	田	田	・351㎡					
		瀬戸町笹岡	-876-4	田	田	・130㎡					
		瀬戸町笹岡	-877-1	田	田	・924㎡					
瀬戸町笹岡	-878	田	田	・301㎡							